○国土交通省告示第五百十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第二項の規定に基づき、東日本大震災に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十七年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

青森県八戸市、岩手県宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村及び九戸郡野田村、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町、福島県福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達郡桑折町、同郡国見町、岩瀬郡鏡石町、西白河郡矢吹町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡新地町、茨城県水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市及び鉾田市、千葉県旭市、我孫子市、浦安市及び香取市並びに長野県下水内郡栄村の区域

附　則

平成二十四年国土交通省告示第百九十号は、廃止する。

○国土交通省告示第五百十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の表中

道路交通安全対策事業費	臨時道路除雪事業費補助

を

道路交通安全対策事業費	臨時道路除雪事業費補助
北海道開発事業費	

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十六年度の予算に係る補助金等から適用する。

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、トップツアー株式会社（登録研修機関第十一号）から登録研修機関及び研修業務を行う事務所の名称並びに登録研修機関の住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月三日

観光庁長官　久保　成人

一　登録研修機関の名称の変更

変更前	トップツアー株式会社
変更後	東武トップツアーズ株式会社

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	トップツアー株式会社　総務部
変更後	東武トップツアーズ株式会社　総務部

三　登録研修機関の住所の変更

変更前	東京都目黒区東山三丁目八番一号
変更後	東京都墨田区押上一丁目一番二号

四　変更の年月日　平成二十七年四月一日

○東北地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月三日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　田村三春小野都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（田村処理区）

三　事業施行期間　自平成二十七年四月三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県田村市船引町春山字赤間田、字玉ノ木、字轟渕及び字明生内地内

使用の部分　福島県田村市船引町東部台六丁目、春山字赤間田、字轟渕、字明生内、字道ノ原、字下ノ門前及び字上ノ台、船引字戸屋、字宮ノ前、字後田、字花木内、字中島、字城ノ内、字原田、字北町通、字畑添、字南町通、字平舘、字前田、字反田、字竹ノ内、字北元町、字八升蒔、字臂曲、字川代、字上江、字舘柄前、字中ノ内前、字遠表及び字三本椚並びに今泉字台ノ前、字鳥足、字後田、字砂田、字田中、字鳥帽子石、字堰田及び字東、大越町上大越字湯田、字下内、字鷹待田、字槻木、字薬師堂、字白石、字中広土、字求中、字曲田原及び字曲田並びに下大越字原、字堺野町、字中田、字下田、字上田、字檀野平、字中平、字根木志及び字川上、滝根町菅谷字島ノ松並びに常葉町西向字米粉原地内

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大阪府泉南郡岬町淡輪一五四一番二から同町淡輪五六三三番一まで	前	一一・一〇～一五・九メートル	〇〇・一四七キロメートル	
	後	一二・二一～一七・三四	〇〇・一四七	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○北海道開発局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道苫前郡苫前町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一四二林班ロ小班から同町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一四五林班ヘ小班まで	前	二四・二〇～一四五・八九メートル	〇〇・六四五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二四・二〇～一四五・八九	〇〇・六四五	
	B	二一・〇〇～一八・一八	〇〇・六一〇	
	A	二一・〇〇～一八・一八	〇〇・六一〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部